

女川原子力発電所 溶接安全管理審査 1 号組織更新審査の受審について

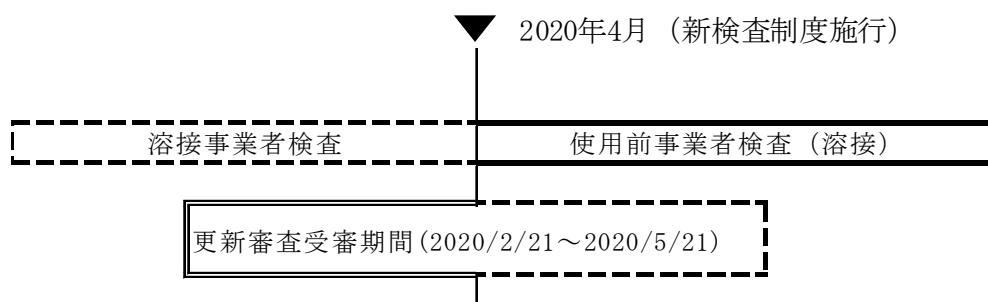
1. ご確認事項

東北電力（株）女川原子力発電所は 2017 年 2 月 20 日に 1 号組織安全管理審査（更新審査）の評定を受領しております。現在の法律の規定に基づけば、前回の評定から 3 年を超えない時期に溶接事業者検査を行ったものについて、前回の評定から 3 年を超え 3 か月までの間（2020 年 2 月 21 日～2020 年 5 月 21 日）に 1 号組織安全管理審査（更新審査）の受審が必要となります。

しかしながら、2020 年 4 月 1 日より新検査制度が施行となり、それ以降は溶接安全管理審査の運用そのものがなくなることを踏まえ、当社として以下のように対応いたします。

- 1 号組織安全管理審査（更新審査）は申請しない
- 2020 年 4 月 1 日以降における溶接の検査については、「使用前事業者検査」として、その方法と体制を QMS 文書に定めて実施する（溶接事業者検査における QMS 文書の規定を踏襲して実施）

2. 新検査制度施行のイメージ



新検査制度に基づき 2020 年 4 月以降に行う使用前事業者検査（溶接）については、従来の溶接事業者検査における QMS 文書の規定を踏襲した新しい QMS 文書を基に、検査の方法と体制について定めたいえで検査を実施することから、更新審査の申請を行わないことといたします。

以 上